

---

# 特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 ニュースレター

Institute for Global and Cosmic Peace IGCP Newsletter

<http://www.igcpeace.org/>

---

第4号

2004年1月20日

---

## もくじ

### 巻頭言

- ・ 自衛隊のイラク派遣に反対し、憲法9条を守り、その精神を地球全体に広めましょう！  
- 2004年の年頭にあたって - 中西 治 ----- 2

### 特集「憲法問題とイラク派兵」

- ・ イラクへの自衛隊派兵は憲法違反 藤田尚則 ----- 3
- ・ 憲法問題とイラク派兵 加藤幸廣 ----- 4
- ・ 憲法九条と日本の使命 小林宏紀 ----- 6
- ・ 国家主義への警戒を 澤入恵子 ----- 7
- ・ 広島の記事 竹本恵美 ----- 8

- ・ プーチン政権について - 第8講の若干の補足 - 木村英亮 ----- 10
- ・ 松井やよりさん逝きて1年 佐藤智子 ----- 11
- ・ 会員紹介 大江平和 掛川三千代 ----- 12
- ・ 書評 松井孝典著『宇宙人としての生き方 アストロバイオロジーへの招待』  
佐藤仁志 ----- 15
- ・ 2003年度後期連続講義「現代人間国際関係史」 ----- 16
- ・ 新春講演会「自衛隊イラク派遣・憲法改定とマスコミ」 上田 哲 ----- 17
- ・ 委員会報告 ----- 17
- ・ 事務局からのお知らせ ----- 18

## 巻頭言

---

自衛隊のイラク派遣に反対し、憲法 9 条を守り、その精神を地球全体に広めましょう！ - 2004 年の年頭にあって -

中西 治（なかにし おさむ）

---

新年明けましておめでとうございます。

本年が皆様にとって素晴らしい年となることを心からお祈り申し上げます。

今日 1 月 12 日は成人の日です。若者が 20 歳になったことを祝う日です。私たちの研究所は 2001 年 12 月 15 日に設立総会を開いてから丸 2 年を終え、3 年目に入りました。まだよちよち歩きの幼子です。

昔から「三つ子の魂百まで」と言います。三歳児までの養育は人格形成に大きな影響を与えます。組織にとっても最初の 3 年間は重要です。私は今年を私たちの研究所の最初の発展段階の一つの区切りとして重視しています。

100 年の計は元旦にありとも言います。今年は長期的な計画を立てる年にもしたいと考えています。

昨 11 日に元参議院議員・衆議院議員で今も国民投票・国民会議『100 万の声』を主宰し、多方面で活躍されている上田哲さんをお招きして新春講演会を開催しました。上田さんは「自衛隊イラク派遣・憲法改定とマスコミ」と題して 2 時間にわたって熱弁を振るわれ、そのあとの質問にも真剣に答えられました。

上田さんは日本が第二次大戦に敗れた翌年の 1946(昭和 21)年 11 月 3 日に公布され、1947(昭和 22)年 5 月 3 日に施行された日本国憲法第九条の理念が制定時にどのように理解されていたのかを、当時の吉田茂首相の国会での答弁を引用しながら明らかにされました。当初、日本は自衛のための戦争も含めてすべての戦争を放棄し、陸海空軍などのあらゆる軍隊を持たず、国の交戦権を認めませんでした。

それが 1950(昭和 25)年 6 月の朝鮮戦争の勃発後に急変しました。当時日本を占領していたマッカーサー連合軍最高司令官の命令によって先ず警察予備隊が作られ、これが保安隊に改組され、さらに自衛隊に至りました。上田さんはこの自衛隊が戦力を強化するのを国会議員として阻止するために活躍されました。アメリカから日本まで無着陸で飛行できる戦闘爆撃機ファントムを 1973(昭和 48)年に日本がアメリカから購入しようとしたときに自衛のためなら空中給油装置は必要でないとして国会で論陣を張り、時の田中角栄首相にこの装置の取り外しを認めさせました。

その上田さんが昨年末、2003(平成 15)年 12 月 9 日に小泉内閣がイラク派兵の基本計画を決定したことに強く抗議し、航空自衛隊に派遣命令が出された同月 19 日からは「いま、九条貫く、千万署名」運動を始められました。上田さんは日本は「戦争をしない国」から「戦争をする国」になったと主張されています。

私は上田さんのこの主張に全面的に賛成です。私も自衛隊のイラク派遣に反対し、憲法9条を守ることを今年の活動の中心に置きます。単に9条を守るだけではなく、その精神を地球全体に広める運動を展開します。

私たちの研究所には別の考えを持った方も居られるでしょう。私はその方とも私たちの研究所内で意見を述べ合い、論議し、それぞれがそれぞれの考えにもとづいて社会的に発言し、行動できるような研究所にしたいと願っています。どちらの考えと行動が地球と宇宙の平和と人間の幸せにかなうのかは実践が明らかにするでしょう。

この地球上には様々な考えを持った60億以上の人間が住んでいます。私たちの研究所はその縮図のようなものになるでしょう。考えが異なっても、ともに仲良く生きられ、活動できる場に。

本年もよろしくお願い申し上げます。

(2004年1月12日)

### 特集「 憲法問題とイラク派兵 」

---

#### イラクへの自衛隊派兵は憲法違反

藤田尚則 (ふじた ひさのり)

---

12月9日、「イラク特措法」に基づき、小泉首相は、イラクへの自衛隊派兵を決定、同26日、航空自衛隊の先遣隊が出発した。戦後、初めて自衛隊が他国領土で占領軍を支援する活動に従事するという、日本国憲法がいまだ予想だにできなかった異常事態が出来したのである。

そもそも、国際法上、武力行使が認められるのは国際連合憲章第51条に規定する「自衛権」行使と第39条に規定する国連安保理決議に基づく場合のみであって、3月20日に始まった米英軍によるイラク攻撃は、明らかに国際法違反であること、フセイン政権崩壊後の暫定占領当局(CPA)を正当化する法的根拠も存在しないことを、我々はまず今回のイラク派兵問題を論ずる際、確認しておかなければならない。

ブッシュ大統領は、5月1日、帰還中の空母リンカーンの艦上で主要な戦闘の終結宣言を行ったが、法的にはいまだイラクは戦闘状態にあるのであって、CPAを中心とする米英軍による占領地行政や治安維持は、日本国憲法第9条が禁止している「交戦権の行使」に該当するものである。かかる交戦状態にあるイラクへ憲法を無視してまで何ゆえ米英軍支援のため派兵しなければならないのか。国会論議の中でも、一連のマスコミ報道の中でも憲法第9条にいう「交戦権行使の禁止」に関する論議はほとんどされずじまいに自衛隊が派兵された(法第2条にいう「非戦闘地域」についての論

議に終始していた感すらある)。「交戦権」論議の欠陥は、今後大きな禍根を残すことになるであろう。

「イラク特措法」は、5月22日に採択された安保理決議第1483をその根拠の一つとして挙げて(第1条)、人道復興支援活動と安全確保支援活動を行うと規定している(第3条)。決議1483が人道復興支援活動を呼びかけたものであるならば、自衛隊を派遣する必要性はどこにもないのであって、医療や食糧援助或いは都市・農村の復興のための医療チーム、NGO(政府が最大限に財政援助を行うことが必要)の派遣が、まず、第一に考えられるべきであったであろう。とするならば、「イラク特措法」の眼目は、占領軍としての米英軍(決議第1483も米英は「占領国」として位置づけている)がイラク国内で行っている安全確保活動に対する支援ということになる。明らかに、憲法が禁止する集団的自衛権の行使に該当するといわざるを得ない。

我々日本国民は、今こそ近代国家における「法の支配」、「立憲主義」とは何かを深く再考しなければならない時期にきているのではなかろうか。

---

## 憲法問題とイラク派兵

加藤幸廣(かとう ゆきひろ)

---

政府は、自衛隊が国土の防衛のためだけに存在することを根拠に、自衛隊の海外出動は認められないという立場をとってきた。政府は、正規の国連軍は、戦闘・武力行使を行なうので、国連軍への自衛隊の参加を許さないという見解を示していた。国連平和維持活動(PKO)のうち、通常武力の行使を伴う平和維持軍(PKF)および武力行使を伴わない停戦監視団についても武力行使とは無縁ではないとは言いきれないので、政府は、参加は憲法上許されないわけではないとしつつも、自衛隊派遣要請を拒否し、経済援助ないし選挙監視団への文民参加など他の側面で国連に協力してきた。

しかし1990年から91年にかけての中東湾岸危機および湾岸戦争を契機として人員による国際貢献の必要性が強調され、「武力の行使」を伴わないことを条件とする「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(PKO協法力)が成立した。

私に関心を持つのは、今回のイラクへの自衛隊派遣が国際法上および日本国憲法上正当化されるかどうかである。そして所謂「イラク特措置法」に基づく自衛隊のイラク派遣が正当なものかどうかを検討してみた。

重要なことは、アメリカのイラク攻撃、占領が正当化されるかどうかである。アメリカが、イラクに対して国際法に認められる個別的自衛権もしくは集団的自衛権を行使したことが明らかであれば、日本が日米同盟に基づく集団的自衛権を行使するという意味で(政府は、一貫して、憲法上、集団的自衛権の行使はできないとしてきた)、自衛隊のイラク

派遣は正当化されるであろう。ただ政府は、自衛隊のイラク派遣については、次のように「イラク特措法」に規定しているので、アメリカとの集団的自衛権の行使ではないと主張できるようにしている。

自衛隊のイラク派遣は、人道復興支援、安全確保支援を目的としており(第1条)、自衛隊は武力を行使しない。派遣先は、戦闘行為が行なわれておらず... 戦闘行為が行なわれることがないと認められる地域(第2条3)であるとしている。派遣先で戦闘行為が行なわれるか、戦闘行為が予測される場合には、自衛隊は戦闘行為による危険を回避することになっている(第8条5)。

以上のような政府の説明にもかかわらず、筆者は、アメリカのイラク攻撃および占領は、国際法上違法なものであるので、アメリカに協力する政府のイラクへの自衛隊派遣は正当化されないと考えている。

イラク派兵のみならず、今後の日本の安全保障を考えるうえで重要なことは、従来のように無責任に「戦争反対」、「平和」を唱えるのではなくて、日本人自身で、いかにして自国の安全保障を確保すべきか真剣に考えることである。国連が機能不全に陥り、今後も国連に期待を持たないとすれば、安全保障のための日本の選択肢はあまり多くはない。今後しばらくは日米同盟を軸とした安全保障体制に頼らざるを得ないのではないかと考えられる。

ここで重要なことは、日本人が自己責任をしっかりと負うことである。満州事変から日中戦争、その後の太平洋戦争への経過を辿ってみると、その当時の日本の政治および軍事の責任者が政策の決定に当って曖昧な姿勢をとってきたことが分かる。また国民も満州事変、日中戦争、太平洋戦争に賛成し、軍部や政府を熱狂的に支持したという否定できない事実がある(日中戦争と太平洋戦争を少年時代に経験した筆者は年相応に知っている)。そして戦後、日本国民は、米ソ冷戦下で片務的な(米国は日本を守る義務があるが、日本は米国を守る義務を負わない)日米安保条約によって守られて「平和ぼけ」になり、自国の安全保障を真剣に考えずに、経済的繁栄を享受してきた。これからはそのような姿勢は許されないであろう。

仮に現行の日本国憲法が改正され、日本がアメリカとの軍事同盟を強化し、それ相応の軍事力を保持し、アジアその他の地域の安全保障に責任の一端を担うようなことになった場合、わが国民が、以前のような過ちを犯すことなく、やって行けるかどうか、筆者は疑問に思っている。

(2003年12月)

---

## 憲法九条と日本の使命

小林宏紀（こばやし ひろき）

---

イラクを度外視できない。ただ、ここでは日本の政治のみに思いを馳せて、自衛隊派遣と日本国憲法について考えてみる。03.11.12 中西提言に反した方法であっても、人道的目的を遂行するためであれば、自衛隊はイラクへ行くべきだとした論を私は信用しない。わずかこの10年あまりの歴史にさえ無関心な主張であると思えてならないからである。

国際連合平和維持活動協力法、いわゆるPKO法を想起されたい。もともと、人道的国際救援活動と平和維持活動とは、分けて考えるべきものであった。被災者を救援するのに自衛隊である必要はなく、この分野の国際貢献をするならば、その専門家集団を育成することが望ましい。しかしPKO法には、「掲げる業務に類するものとして政令で定める業務」とあり、内閣が定める政令によって業務の範囲が如何様にも広がってしまうことを見逃してはならない。合せて武力行使とは、国家が作った軍隊の戦闘活動の一切を指し、自衛や反撃においても、自然的権利ではなく、その職務の執行であることも忘れてはならない。ソ連が解体し、その後の世界と日本がいかに関わるかを模索する中、1992年、業務を執り行う中心を自衛隊に置いたPKO法が成立した。やがて96年日米安保共同宣言、97年新ガイドライン締結、99年周辺事態法制定、01年テロ対策特別措置法制定、そして03年有事法制制定と続く。日本政府に対して、米国追従のみとの非難もある中、今日までの経緯には、日本政府としての意図が見えてならないのである。日本が米国の後方支援体制を強化し、その任務を果たすことと日本企業及び地方自治体を如何に連結させていくか。つまり軍需産業の育成と日本社会の軍事化である。これへの取り組みを一つ一つ重ねてきたのであり、日本の次代をここに求めているのではないか。さればイラクへの自衛隊派遣も、これへの途上の一段階である。憲法改正論議も、この道程の中でせめぎあってきたわけである。事実、改憲せずとも、すでに有事法制にまで行き着いたのである。

断じて、権力者の恣意的判断で、その国家の軍隊が動くようなことがあってはならない。殺傷行為実行のための課税負担を国民に与え、生活破壊を齎すのみである。これへの対処として、Civilian Controlが生まれ、良心的兵役拒否権も議論されてきている。しかし現在世界を構成する国家は、制度の上では、いわば民主的経緯をもって戦争を行なうことが可能である。だからこそ日本国憲法九条の価値が浮き彫りにされてくるのである。経緯の如何を問わず、戦争を行なわない国家として日本を位置付けたのである。日本国における人間各人の生き方に通ずるものである。有権者の政治判断基準とも言えよう。憲法九条は、Cost-Benefit Analysisの計算によって選択された理念ではない。世界平和と日本の未来のために、殺傷と破壊を放棄した国家であらんとする政治の方向性を定めたものである。誤解を恐れずに言えば、戦争を起こす場合以上に費用がかかっても、これを貫くということである。ここに憲法九条の凄みがある。これを貫くことで、これまでの人類があまり知ら

なかった国家の姿を構築する使命と責務を日本は持ったはずであった。未来に対して今自分が何をしているのか、政治家、宗教者、日本全国民が自問することが急務である。

各国の紛争地で仕事をした時代、緊張を解くことが出来ない日々の中で、私は自分の人生の最終の時期には、日本において一教師として、また生徒達に尽くす日々を送りたいと願った瞬間があった。尽くすべき相手に尽くす一生を送れたら、幸せだと思う。

(2003年12月19日)

---

## 国家主義への警戒を 澤入恵子(さわいり けいこ)

---

1999年、「周辺事態法」、「改正住民基本台帳法」、「国旗国歌法」、「通信傍受法」の立て続けたの成立は、日本を右傾化へと導く象徴的な出来事だった。その後も「テロ対策特別措置法」、「改正PKO協法力」、「個人情報保護法」、「武力攻撃事態対処法」、「武力攻撃事態」関連三法、「イラク復興支援特別措置法」など、多くの憲法に抵触する法案が可決され、物言わぬ国民を尻目に、日本は軍国主義への道をひた走っている。この12月9日に行われたイラクへの自衛隊派遣についての基本計画発表の際、小泉首相が憲法の前文を引用したときには、私は開いた口が塞がらなかった。ここまで国民を馬鹿にした首相を私は知らない。さらに、教育基本法の改正、そして憲法改正へと着々と計画は進んでいる。

私は今回特に「改正住民基本台帳法」について、皆さんの注意を喚起したいと思う。

全国民の個人情報をコンピューターで中央集権的に一元管理する住民基本台帳ネットワークシステムは、大量の個人情報が漏洩され、不正利用される危険を強めるだけでなく、個人の情報が、国によって過度に管理され、乱用される危険もはらんでいる。住基ネットで利用できる事務は、93事業から、264事業にいと簡単に拡大されただけでなく、相当な理由があれば、利用目的の変更、目的外利用、外部提供が認められている。現に、防衛庁は、全国の自治体に、18歳前後の自衛官応募の適齢者に対する情報の提供を要請し、住所、氏名、生年月日、性別のほか、親の職業や、本人の健康状態までの情報を得ていたし、昨年5月には、同じく防衛庁で、情報公開請求者の思想傾向、所属、転居先、旧姓などを調べてリスト化し、庁内で閲覧していた事件も発覚した。しかし国会審議においては、自衛官適齢者リストも情報公開請求者リストも、事務や業務の遂行に必要な限度であり、違法ではないという趣旨の答弁がされている。さらに、将来住民票コードは納税者番号制度などに利用されたり、住基カードを身分証明書として、携帯を義務付ける可能性もないとは言い切れない。

現に、イギリスでは、指紋や虹彩入りの身分証明書の導入が議論を呼んでいる。法案が通過すれば、パスポートや運転免許の更新・取得者に自動的にIDカードを配布し、情報

をコンピューターに蓄積。07年以降は、希望者に配布、外国籍の460万人には所持を義務付ける。さらに10年以内に、国民の80%が所持した段階で、所持の義務化を議会に諮り、カードがなければ教育、医療など公共サービスを受けられないようにする計画が進んでいるという。まさに監視社会、管理社会の出現である。

住基ネットの実施は、個人情報扱いを一変するという、国民全員に関わる重大なシステムの構築であるのに、その制度や趣旨、危険性について、国民は十分な説明を受けてきたと言えるだろうか。自分に番号がふられ、その情報がコンピューターで、一元的に結合され、行政事務の処理に共同利用されることに同意を求められてもいないし、選択権を行使できる仕組みも確立していない。つまり、自己情報コントロール権が全く保障されていないのだ。不十分な法整備の中で、全国民に強制的に住基ネットへの接続を要求する政府のあり方は、憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する個人の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」との規程に抵触し、国民の人格権・プライバシー権を侵害するものである。

憲法とは、主権者である国民が、基本的人権を保障させるため、国家に対しその権限を規制するものである。政府の勝手にさせてはならない。国民が、憲法違反を見逃して、許してしまうのであれば、自分で自分の首を絞めることになるのだ。国家への監視を怠ってはならないと強く思う。

---

## 広島記憶

竹本恵美(たけもと えみ)

---

「ちちをかえせ ははをかえせ としよりをかえせ こどもをかえせ わたしをかえせ わたしにつながるにんげんをかえせ にんげんの にんげんのよの あるかぎり くずれぬへいわを へいわをかえせ」

2003年8月6日、広島市の平和記念公園で行われた原爆死没者慰霊式・平和祈念式で、広島市の小学生が、峠三吉の『原爆詩集』の詩を感情豊かに朗読した。参列していた私は、58年前のこの日この空で人類史上初の核兵器が炸裂した瞬間に、すべてが焼き尽くされ、全く罪のない市民が放射能を浴び、殺されたことを思った。爆風で腹が割け、眼球が飛び出し、真っ黒こげの人々が、水を求めて苦しみがき、死んでいった…。人々の暮らしや営み、地域社会、文化、歴史、あらゆるものが消滅した…。愛するものを失った悲しみや、被爆者の原爆症による苦痛は、今も消えない…。

平和記念公園の慰霊碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰り返しませんから」という言葉が刻まれている。過ちとは戦争を起こしたことであり、戦争に勝つために原爆を開発し、使用し



たことである。それは、わが国も過ちを犯したことへの反省と、核兵器廃絶への誓願を留めているのである。

日本国憲法は敗戦の翌年に公布され、人々に歓迎された。その前文と第9条が示す崇高な理念が共感を呼んだ。1947年に文部省が社会科の教科書として発行した『あたらしい憲法のはなし』には、次のように書かれている。「これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです・・・「放棄」とは、「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません・・・世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本はさかえてゆけるのです。」

憲法第9条の規定によれば、自衛隊の存在自体が違憲である。政府は、自衛を目的とした必要最低限の戦力の保持と武力行使は合憲であるとしているが、それは正しい解釈とはいえない。日本の侵略は自衛の名の下に行われたのであり、その反省に立ち、自衛権の行使も含め、2度と戦争や軍事にかかわらないと、日本は国際社会に約束したのである。また必要最低限の戦力は、想定する敵によって異なるものである。核兵器の保有をも可能にしようとする曲解である。有事法制関連3法は、先制攻撃や核戦争への参戦を可能にするものであり、憲法に整合するものではない。

政府は非常識な解釈を行い、詭弁を繰り返しながら、憲法違反を犯し続けてきた。自衛隊のイラクへの派兵も、海外への災害派遣を装っているが、違憲行為である。政府が自衛隊派兵を行う目的は、軍産複合体の利権獲得である。89年～99年の10年間における防衛庁幹部の軍事関連企業への天下りは756人に達している。企業から政界へ、巨額の献金が行われている。欲望や恐怖に憑かれた支配層の人々の利益が、国益にすりかえられていることを、見逃してはならない。

2003年11月、「日米安全保障戦略会議」の第2回会合が東京で行われ、日米防衛戦略や新ミサイル防衛構想などについて話し合われた。この組織の日本側の母体は、有事立法を推進した安全保障議員協議会であり、米国側は、軍事戦略シンクタンクのヘリテージ財団である。メンバーは与野党の議員で構成され、日米両国の最大手の軍事関連企業が後援している。政府は来年度、米国開発ミサイル防衛(MD)システムを導入することを決定した。米国のMD構想は、核兵器と一体のものであり、日本のMDは、憲法が禁じる集団的自衛権の行使を視野に入れている。

日本政府は、平和憲法を守り、非武装を宣言し、核兵器を廃絶する強い意志を持たねばならない。すべての軍事費と在日米軍の駐留関連予算を、教育や福祉などに当てるべきである。広島を記憶を封じ込めてはならない。私たちは意図せぬ戦争協力を拒否し、戦争の阻止と核兵器の全面的な廃絶を求める世論を巻き起こしていかなければならない。

---

## プーチン政権について - 第8講の若干の補足 -

木村英亮（きむら ひですけ）

---

11月1日付け『朝日新聞』は、プーチン大統領が40歳の石油大手ユーコス社長ミハイル・ボドルコフスキーを10月25日に脱税容疑で逮捕したことを報じている。記事によれば、彼は80億ドルの資産をもち、アメリカの経済誌フォーブスの世界長者番付26位、モスクワのクレムリン近くの邸宅と2カ所の別荘をもち、狩猟を趣味とする帝王のような暮らしぶりである。

最近翻訳出版されたゴールドマンの『強奪されたロシア経済』（鈴木博信他訳、NHK出版）によれば、彼は、1963年にモスクワの貧しい家庭に生まれ、共産青年同盟（コムソモール）で人脈を広げ、86年大学卒業後、コンピュータの購入・販売で収益をあげ、87年銀行を設立し、国有企業の私有化が始まるとヴァウチャーを集め、多くの企業の支配権を獲得した。95年石油会社ユーコスの支配権を3億900万ドルで手に入れたがその価値は2002年には150億ドルとなった。彼は西側の会社幹部をリクルートし、米国国会図書館に100万ドル寄付し、財団を設立してヘンリー・キッシンジャーを理事会メンバーに加えたりもしている。

ソ連解体後にロシアに生まれたオリガルヒ・富豪には、元国有企業の企業長たちの第1グループ、「ノメンクラトゥーラ」と呼ばれた共産党幹部の第2グループがあるが、ボドルコフスキーの属する第3グループは、旧ソヴェト社会の周辺にいた者たち、ユダヤ人、グルジア人のような非ロシア系民族に属する者たちで、ソヴェト時代から地下経済をつくって力を蓄え、87年協同組合と私企業の開設が許されると、たちまち成り上がった。

これらのオリガルヒは、ソヴェト時代にロシア人たちが築いてきた富をかすめ、次は政治的権力の「強奪」を狙っている。

プーチンは、彼らとチェチェンに対して強い態度をとって庶民の支持を集め、12月の下院選挙での与党「統一ロシア」の勝利を導びき、04年3月の大統領選挙の確実な足場を固めた。彼は現在、共産党員を含む広い層に支持を拡大したようで、これまでは賢明に行動してきたといえようが、今後の政策の方針は必ずしも明確ではない。それは、ロシアばかりでなく世界の情勢によって左右されることになるであろう。東に接する日本の動向も重要である。シベリア・極東地方におけるロシアとの経済協力の強化が、日本とロシア双方にとって、また東北アジア全体にとって望ましいことのように思われる。

（本稿は2003年度連続講義「現代人間国際関係史」後期第8回の補足です。）

---

## 松井やよりさん逝きて1年 佐藤智子（さとう ともこ）

---

昨年12月21日、松井やよりさん追悼1周年記念シンポジウム「戦時性暴力をどう記録するか」が江戸東京博物館ホールで行われ、夜には同じ会場で朗読劇「地球という小さな星のうえで」が上演されました。

松井さんは1934年京都に生まれ、東京外国語大学英米科を卒業後、朝日新聞社に入社。社会部、編集委員、シンガポール特派員などを経て、94年に定年退職。朝日で定年まで勤めた女性記者は松井さんが初めてでした。たとえ数行の記事でも全国紙で報道されれば、その影響力は無視できないし、そんな機会をみずから放棄する必要はないと考え、定年まで働いたといいます。と同時に、書いても書いても載らない原稿を発表する場としてミニコミを出し、本を書き続けました。

松井さんはジャーナリストであっただけでなく、記者時代からNGOの活動にいろいろな形でかかわり、定年後の95年にはアジア女性資料センターを設立。ニューヨークではなくアジアの特派員を希望し、早くからアジアに着目していた人でもありました。

私が多少とも直接知っているのは、VAWW-NET ジャパン（「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク）の代表であり、2000年12月に東京で開催され、01年12月にハーグで最終判決が出た「女性国際戦犯法廷」を発案し実現させた人としての松井さんです。この法廷は第二次大戦中の日本軍性奴隷制（「慰安婦」制度）を裁いた民衆法廷ですが、数カ月間スタッフとして準備にかかわり、また法廷後、判決の翻訳作業に携われたことは、時がたつにつれ貴重な経験だったと思えてきます。

松井さんは2002年10月、アフガニスタンで体に異常を感じて急遽帰国。検査の結果、末期の肝臓がんとわかり、12月27日に亡くなりました。「女たちの戦争と平和資料館」の建設が「遺言」となりました。シンポジウムでは戦争を記録する取り組みとしてドイツと韓国の事例が紹介され、これまでに検討された資料館の構想が報告されました。NPO法人女たちの戦争と平和人権基金が1億円募金キャンペーンを展開していますが、この1年で7000万円近い募金が集まり、建設への準備は着実に進んでいるようでした。松井さんが残したものの大きさと、意志を引き継ごうとする女たち、男たちの存在をずしりと感じました。

死後出版された自伝『愛と怒り闘う勇気』（岩波書店）を会場で購入。読みながら、私は松井さんの一面しか知らなかったなという思いを禁じ得ませんでした。公害問題から福祉問題、女性の人権問題、そして戦争と平和の問題へと関心領域が広がっていった松井さん。国内外を文字どおり飛び回り、現場から書き語り、走り続けた人生でした。平和と非暴力の未来を創りたいという強い願い、あとに続く女性たちへの期待を、私はこの研究所で受け継ぎたいと思います。

---

## 会員紹介

---

### 大江平和（おおえ へいわ）

創価大学を卒業して、はや十数年がたちますが、現在、地球宇宙平和研究所の活動を通して、学部時代からお世話になっている中西先生から、再び、知的刺激や啓発を受ける機会が得られたことを嬉しく思っております。

写真

1997年秋、私は結婚に伴い、中国北京に移り住みました。夫の転職と、私の大学院卒業を機に、2002年夏、5年にわたる中国北京生活にいったんピリオドを打ち、東京に戻ってきました。

私は、これまで長く中国語に関わる仕事に携わり、何度も中国へ留学や仕事で行く機会がありましたので、中国のことは「多少は知っている」つもりでいました。ところが、企業の駐在員という立場ではない私たちが、いざ、その地で暮らすとなると、まったく未知の世界「中国」に足を踏み入れてしまったようなカルチャーショックの連続でした。

とくに住居については、諸事情で5年間に5回も引っ越しをしました。「楼房」とよばれる6階建ての庶民のアパート（ガス湯沸かし器で炊事、シャワーをまかなう）中国人向けマンション（給湯設備がある）外国人向けマンション（警備もしっかりしており、外国語の衛星放送が受信できる）と、家賃の値上がりとともに住環境も少しずつランクが上がっていきました。興味深いことに、それぞれに近隣の人々の様子が驚くほど違うのです。とくに生活感に満ちた「楼房」居住区では、印象深いことがたくさんありました。居民委員会の係が、年3回（旧正月、メーデー、建国記念日）大型休暇前になると、一軒ずつ巡回し、戸籍などの確認にきます。彼らの目当ては、地方からの不法滞在者でしたが、当時、外国人は「外国人向けマンション」に住むことが定められていて、もし、見つかったらパスポートを取り上げられ、罰金3000元といわれていました。私たちもそのたびにドキドキしながら居留守を使ったものでした。また、「楼房」居住区では、大型ゴミの収集、包丁とぎ、綿屋、換気扇の掃除屋、アイスクリーム屋などが、それぞれに特徴ある節をつけて、呼び声をかけながら、リヤカーを引いて歩く昔ながらの北京ののどかな風情も楽しめました。

私の住居の小さな体験一つをとっても、中西先生が、よく「中国は一枚岩ではない」と言われていた意味がよくわかりました。また、折りに触れて「中国での生活を留学だと思って頑張りなさい」と励ましていただきましたが、まさに、生活すべてが「中国」と知る

上で、生きた勉強だったと思います。

現在、私は週一回、中国語を教えながら、フリーで中国語の翻訳、通訳の仕事をしておりますが、「平和」といっても「一対一」の人間関係につきると思っています。その「一対一」のより良い人間関係を築くことを目指している当研究所発展のために、少しでもお役に立てればと願っています。

---

書評 松井孝典著『宇宙人としての生き方 アストロバイオロジーへの招待』  
(岩波新書、2003年) 佐藤仁志(さとう ひとし)

---

人類は、いまのところ、この宇宙で存在が確認されているただひとつの高等な知的生命体だ。高等というのは、宇宙はビッグバンから始まったという仮説をつくったり、電波を出して半径100光年に「私たちはここにいますよ」というサインを送るくらいの知恵と道具を持っているという意味だ。ただし、最近では地球の資源や環境を食いちらかす生き方を身につけてしまい、自滅にまい進してもいる。集団自殺を避けるには、どうすればいいのだろう。

気鋭の地球惑星科学者である松井氏は、アストロバイオロジーに「地球(知求)学」という日本語を当てはめた。宇宙人になった気持ちで、地球や人類の進化をながめ「人類とは何者か」を考えることで、新しい時代の倫理を見つけようというのだ。

松井氏は、天文学、物理学、生物学などの最新成果を手ぎわよくまとめ、構成要素が有機的に結びついた系としての「地球システム」の歴史を描く。地球が冷えるつれ、コア、マントル、海洋地殻など新しい構成要素が分化し、地球システム内での物質やエネルギーの流れ方は変化する。それにつれて地球システムも「火の玉惑星」「海の惑星」「大陸の惑星」「生命の惑星」「文明の惑星」へと変わる。

文明の惑星になったのは、農耕と牧畜が始まり、人間圏が登場した1万年前だ。森林を伐採して畑をつくり、牧草地を広げて家畜を増やし、地球システムから物質やエネルギーをかすめ取れるようになった。20世紀になると、突如、人間圏は地球システムが数億年かけて蓄積してきた化石燃料を乱用し、急拡大した。しかし化石資源にはやがて枯渇する。このままでは人間圏は100年ともたない。松井氏は警鐘を鳴らす。

「二十世紀の思考法や価値観、概念、制度などをもとに二十一世紀を考えることは、人間圏にとって自殺行為です。極端にいうと、民主主義や市場主義経済、人権、愛、神、貨幣など、二十世紀的な枠組みのなかで確立してきたいろいろな概念とか制度をもとに二十一世紀を考えたら、必ず破綻するともいえるのです」

松井氏は、地球システムと調和できる人間圏への変革には「レンタルの思想」が必要だと説く。従来人間圏は、できるだけたくさん、個人で物を所有できるようにと発達してきた。しかし本当に必要なのは、物ではなくその機能なので、機能を利用したらあとは物を(地球システムに)返すようにすればよい、というのだ。

正直に言うと、このあたりの考察は物足りない。民主主義も愛も否定するのだから、もう少し刺激的な提案を期待していたのだが、残念ながら松井氏に見える人類の未来は、かなり暗い。

とはいえ、いまの科学が人間、地球、宇宙の進化をどのように認識しているかを概観するには、かなり良い本だ。もともとNHK人間講座のテキストをまとめた本なので、多少の重複はあるが、たいへん分かりやすい。

---

## 2003年度後期連続講義「現代人間国際関係史」

かながわ県民センター

---

- 第1回（9月27日） 『現代人間国際関係史』に対する書評と質問に答えて  
フルシチョフとケネディ （中西治）
- 第2回（10月4日） 毛沢東と現代中国 （汪鴻祥）
- 第3回（10月11日） 鄧小平、江沢民 （王元）
- 第4回（10月25日） ガンディーと現代における非暴力 （玉井秀樹）
- 第5回（11月1日） 中東イスラム世界の歴史と指導者  
- ムスタファ・ケマルとサダム・フセイン - （岩木秀樹）
- 第6回（11月8日） 胡錦濤、呉邦国、温家宝  
- 中国共産党第16回全国代表大会が生み出した新指導部 - （林亮）
- 第7回（11月15日） 1989年東欧変革のアクター （木村英亮）
- 第8回（11月22日） ゴルバチョフ、エリツィン、プーチン （木村英亮）
- 第9回（11月29日） 現代アメリカの女性たち - 連邦議会の女性議員 - （佐藤智子）
- 第10回（12月6日） 21世紀の地球社会の指導者像  
- アメリカは「帝国」か、日本の選挙結果は何を示すか、地球社会の将来は -  
（中西治）

## 新春講演会

---

### 「自衛隊イラク派遣・憲法改定とマスコミ」

上田 哲（うえだ てつ）

---

2004年1月11日に、上田哲氏（元衆議院議員、参議院議員）による新春講演会「自衛隊イラク派遣・憲法改定とマスコミ」が、かながわ県民センター711号室で開かれ、39名の方が参加されました。またその後、新年会を行いました。

写真

---

## 委員会報告

---

2003年8月3日に、事業財政委員会が研究所事務所において開かれました。

2004年1月11日に、各種委員会（事業財政委員会、企画広報委員会、研究出版委員会、文化学術交流委員会）合同会議が、かながわ県民センターにおいて開かれ、ブックレット及び単行本出版、中華人民共和国への文化学術交流、ロゴマークなどについて話し合われました。



---

## 事務局からのお知らせ

---

### 今後の予定

#### ・理事会

2004年1月25日午後4時半から6時半まで、かながわ県民センター707号室において、第2期理事会第2回会議が行われます。

#### ・連続講座

「スキル分散英語講座」

講師： 浪木明 (ナミキ MIE コンサルティング代表、アルク語学カウンセラー、  
名門会プロ英語講師)

日時： 2004年1月17日(土)～3月6日(土)

毎週土曜日午後7:00～8:30

場所： かながわ県民活動サポートセンター 709号室

(ただし、2月21日は710号室、2月28日は705号室)

受講料： 全8回 1万円 / 各回 1500円 (各回完結)

内容： 音法によるリスニング力強化(テープ使用)  
文法によるリーディング力向上(英文記事使用)  
分散による英語学習法カウンセリング

#### ・研究会(企画中)

「地球社会論研究」

報告者： 中西 治

日時： 4月25日、5月23日、6月27日、7月25日、9月26日、10月24日、  
11月28日、12月26日、日曜日の午後2時から4時まで、合計年に8回。(予定)

場所： 研究所事務所 神奈川県横浜市磯子区洋光台 1-9-3

参加費： 無料

## **地球宇宙平和研究所入会のご案内**

研究所の趣旨に賛同し、入会される方を広く募集いたしております。会員の方もご友人、ご家族等に紹介していただければ幸いです。入会希望の方は入会申込書を事務局まで郵送していただき、入会金及び会費をお振り込みいただきたいと思います。ご連絡は事務局までお知らせください。

### \* 振り込み先

- ・ 銀行振り込み 三井住友銀行三鷹支店  
(普) 1700950  
名義人：特定非営利活動法人地球宇宙平和研究所
- ・ 郵便振り込み 郵便振替口座番号 00120-7-16913  
口座名称：特定非営利活動法人地球宇宙平和研究所

## **原稿の募集**

ニュースレターやホームページに載せるエッセイ等の原稿を募集しております。なおニュースレターの原稿は1200字です。奮って投稿をお願いします。連絡は以下までお願いします。

岩木秀樹 メール：hiiwaki@f4.dion.ne.jp  
電話・ファックス：0426-54-8505

## **事務局**

事務局へのご連絡は以下へお願いします。

佐藤智子 メール：JBA02121@nifty.ne.jp  
電話・ファックス：0424-69-3008

特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所  
ニュースレター 第4号

発行人 中西 治  
発行所 特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所  
〒235-0045  
神奈川県横浜市磯子区洋光台 1-9-3  
<http://www.igcpeace.org/>  
発行日 2004年1月20日  
編集人 岩木秀樹